

教育相談室の10年間を振り返って

内野成美（教育学研究科）

1. はじめに

長崎大学教育学部の教育相談室が開設されて10年が過ぎた。これまで行ってきた本相談室の業務を振り返るとともに、今後の課題について考えた。

本相談室は以下の目的を持って、平成11年4月に教育学部附属実践総合センター内に開設された。

① 教育学部として果す就職後のフォローアップ体制の整備

不登校やいじめなどの問題に関して、長崎県内でも教育委員会を中心にさまざまな相談室が開設されているが、教員の監督・評価を行う教育委員会に対して、教員が学校内あるいは個人的な悩みを率直に相談できるかどうか疑問もある。教員養成をつかさどる教育学部として、養成だけを目的とするのではなく、教員就職後のフォローアップする体制を整備する。

② 離島の教育相談システムの構築

本県は多くの離島を有している。離島では過疎化が進み、町の機能が縮小する傾向も見られている。その中であって、教育現場で直面する諸問題を気軽に相談できる場所がその近辺にあるとは限らない。問題解決に専門的な知識を要する場合は尚更である。そのような時にメールやFAXなどを使い、専門的な問題であっても気軽に相談できる場所が必要となる。その場やその機能を教育学部が担うこととする。

①の目的に関しては平成15年度にも調査を行い、その結果は、日本教育大学協会研究集会でも発表した。本相談室を教育職員が自身の対人関係や心身の不調等についての相談として利用する場合、学校からの紹介はなく、その経路が知り合いの教育関係者からの紹介や相談者自身が対応する相談員を知っているというものに限られていたという結果であった。実際に「ここに来たことは学校には知られないですね」と何度も確認するケースもあった。

文部科学省が発表した「平成20年度 教育職員に係る懲戒処分等の現状について」によると、病気休職をした教職員の中の63%は精神疾患によるものであるとの調査結果も出されている。本相談室においても、開設した平成11年度に比べ、相談件数は5倍以上に増加した。教育職員の養成を担う大学として、卒業後のフォローアップ体制を整備することは、今後も非常に重要となると考える。

2. 教育相談の過程

相談は、まず電話やEメール等による相談受付から始まる。この時点で内容によっては情報の提供・アドバイス、または他の相談機関への紹介のみで終わる事例も少なくない。特に電話やEメールでの相談の場合、相談者が匿名を希望するか、希望しないにしても離島などで継続的な来所が容易でない場合などはその傾向が強い。

相談の受け付け時間は毎週金曜日 16時から 19時までと土曜日 9時から 12時までの週 2回の 3時間ずつである。なお、継続となった場合の来所相談などはこの限りではない。

3. 相談の件数及び内容

平成 11 年度からの相談件数および相談内容は以下のとおりである。

Table 1 年度別・立場別の相談件数 (人)

	教職員	児童・生徒	保護者	その他・不明	合計
平成 11 年度	50	61	25	43	179
平成 12 年度	123	58	33	53	265
平成 13 年度	253	228	105	88	674
平成 14 年度	296	348	275	85	1004
平成 15 年度	151	435	343	193	1122
平成 16 年度	174	352	549	227	1302
平成 17 年度	172	280	439	158	1049
平成 18 年度	231	217	454	108	1010
平成 19 年度	247	254	437	106	1044
平成 20 年度	297	281	402	80	1060

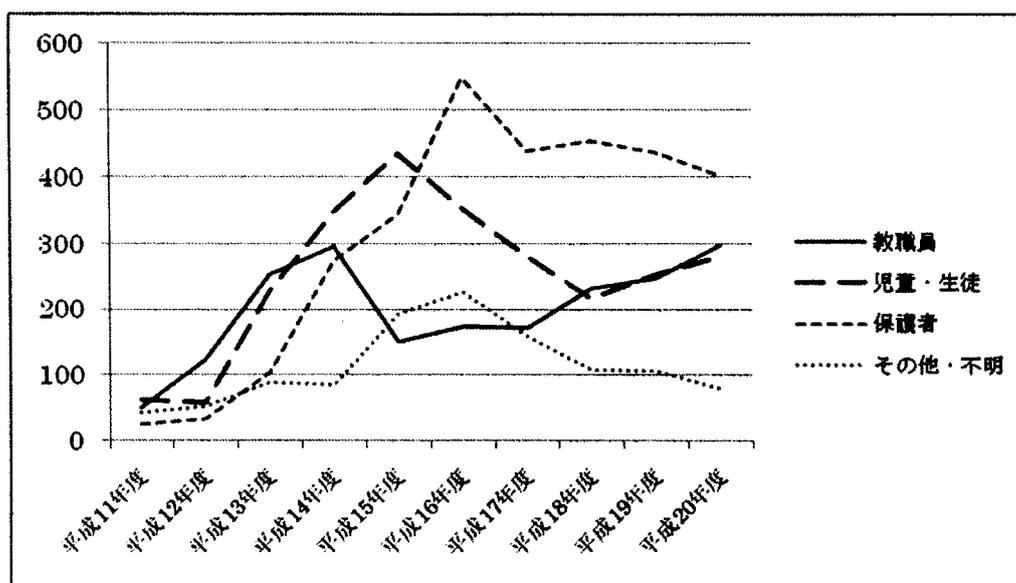


Fig. 1 年度別・立場別の相談者数

Table 1 に示した通り、平成 11 年度は 179 件であった相談件数が、平成 14 年から現在に至るまで、年間の延べ人数が 1000 件を超える状態が継続している。

続いて、年度ごとの相談方法別の内訳を見る。なお、児童・生徒に保護者が同伴した場合も別に相談時間を設けている場合は、それぞれ 1 件とした。付添のみの場合はカウントしていない。

Table2 相談方法別 (件)

	メール	電話	来所	合計
平成 11 年度	34	76	69	179
平成 12 年度	64	70	131	265
平成 13 年度	222	92	299	674
平成 14 年度	387	47	570	1004
平成 15 年度	384	102	636	1122
平成 16 年度	397	117	788	1302
平成 17 年度	472	99	478	1049
平成 18 年度	424	112	474	1010
平成 19 年度	486	172	386	1044
平成 20 年度	437	227	396	1060

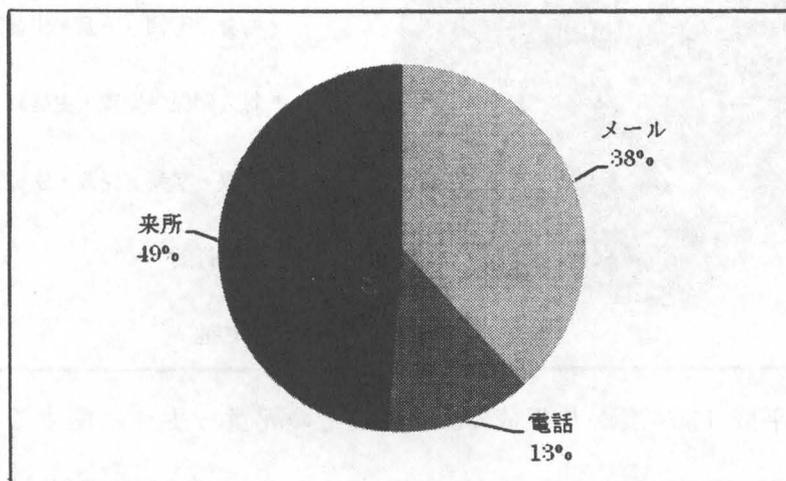


Fig.2 相談方法別

相談方法は来所での相談が 49%と最も多くなっている。相談室開設当初は、目的②でも挙げたように、離島や遠隔地などなかなか気軽に相談できる場所のない教育関係者のためにも Eメールや電話での相談を多用しようとしていた。メール等での相談件数も着実に増えているが、依然、来所での相談も多い。ただし、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて特に来所での相談件数が多いのは、その期間、相談員の勤務形態に変化があり、来所

での相談を受けやすかったという状況によるものと思われる。

Table3 平成11年度から平成20年度までの相談内容別相談件数 (件)

	不登校	発達	問題行動	対人関係(家族関係を含む)		心身の不調		仕事・学業		その他
				児童・生徒	自分自身(教師・保護者・その他)	児童・生徒	自分自身(教師・保護者・その他)	児童・生徒	自分自身(教師・保護者・その他)	
教職員	454	365	59	101	238	206	392	10	64	103
児童・生徒	1558	243	86	203	0	357	0	53	0	14
保護者	1886	401	43	133	68	286	85	67	34	57
その他	68	5	6	0	118	0	551	0	265	128

相談内容別の相談件数を見ると、不登校が最も多く、それ以後、発達に関する相談、心身の不調に対する相談と続いている。

児童・生徒に関する相談内容の内訳を図で表すと Fig.3 のとおりとなる。

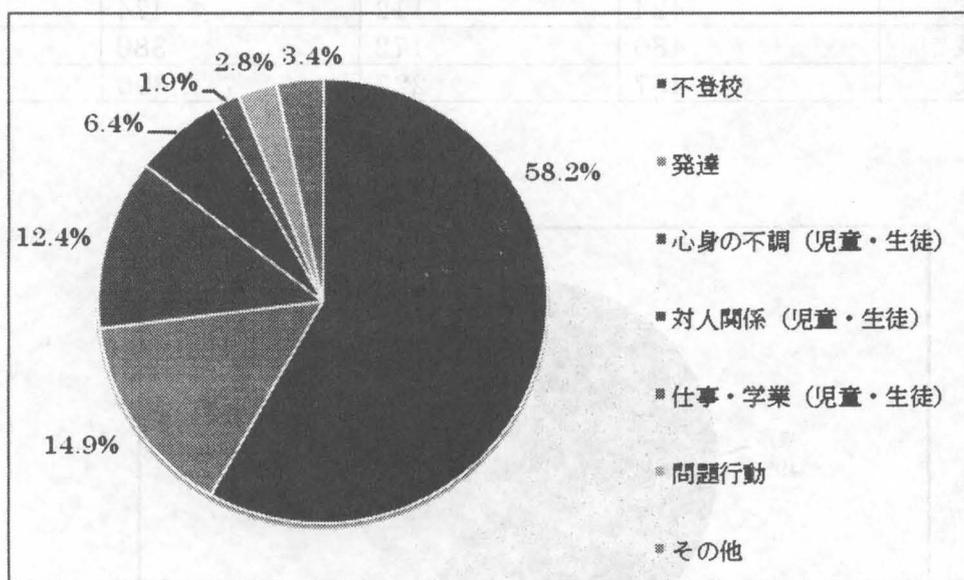


Fig.3 平成11年度から平成20年度までの児童・生徒に関する相談内容

不登校が最も多く、その後、発達、心身の不調と続いている。

不登校に関しては、最近では、長期化した高校生の相談が増加する傾向がみられている。小中学生に関しては、各学校にスクールカウンセラーや心の教育相談員等がおり、保護者や子どもたちにとっては比較的学校の相談をしやすい環境がある。また、県だけでなく市・町の教育委員会にも相談室や適応指導教室などがあり、長期欠席する児童・生徒には学校内外での公的な相談の場がいくつかある。そちらに紹介したほうが、学校復帰を図る上では有効であると判断した場合には、その有効性を伝え理解していただいた上で、紹介をすることが多い。しかし、高校生は、そのような相談員や相談機関が身近には少ないため、

本相談室での相談を継続することが多い。現在のところ、相談を継続した生徒の在籍する高等学校への復帰率は7割程度である。カウンセリングを継続する中で、転校や再受験、高卒認定試験を受けて大学受験を目指すなど、別の方向性を見出すケースもある。もちろん、カウンセリングの継続自体が難しいケースもある。

発達に関する相談は、学校の先生からの紹介を受けてWISC-Ⅲ等の検査を行い、保護者とその後の対応の仕方について保護者と協議したり、児童・生徒自身が自分の気持ちの表現の仕方や相手との接し方に困難を感じている場合には、その点について話したり遊びの中で練習をするなどして不安感を軽減し、スキルを高める工夫をしている。

心身の不調に関する相談は、不登校ではなく、病院に行っても特に内科的な異常は見られず周囲から見ると問題がないように見えるのだけれど、「人の目が怖い」「いらいらする」「体がだるい」「吐き気がする」「お腹が痛い」などの本人からの不調の訴えが続くというものを挙げている。このような場合には、必要に応じて心療内科等の病院を紹介しながら、カウンセリングを継続している。

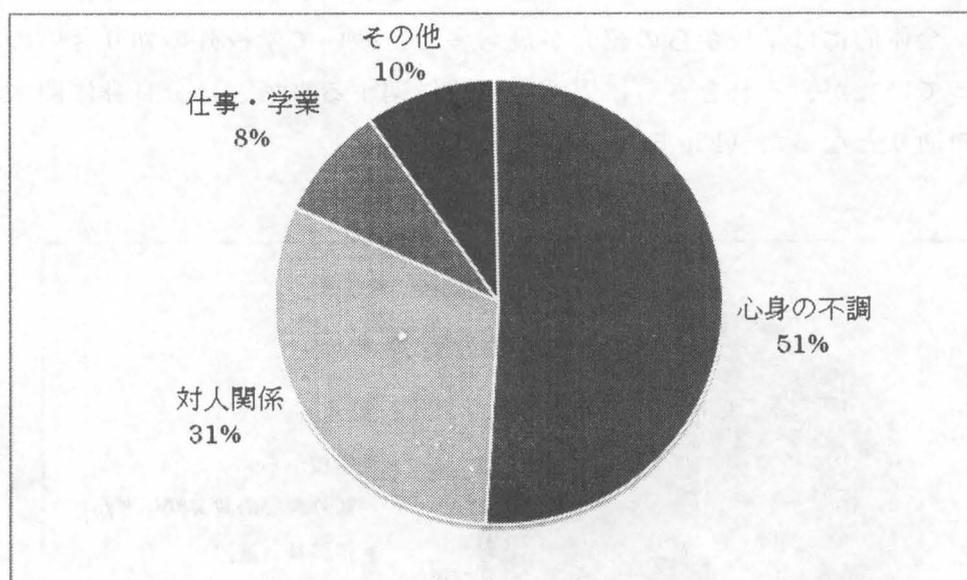


Fig.4 教員の児童生徒に関すること以外の相談内容の割合

教員が、児童生徒に関すること以外の相談内容で、本相談室を利用したその内容の内訳をFig.4に示した。51%が心身の不調に関する相談となっており、それに対人関係が31%と続いている。

平成15年度の調査では、教員は、自分の心身の不調や対人関係等に関する相談はなかなかしづらく、相談員本人を知っているか、知り合いの教育関係者から紹介を受けてくるという場合がほとんどである結果が出ていたため、今回、平成11年度から平成20年度の期間に関して検討した (Table 4)。

Table 4 平成 11 年度から平成 20 年度 教職員の相談内容別相談経路の割合 (%)

相談経路	仕事への不安	自分自身の対人関係	自分自身の心身	児童・生徒の問題行動	児童・生徒の不登校	児童・生徒の対人関係	児童・生徒の心身	児童生徒の発達	その他
学校から	2.9	0	0	1.8	16.1	1.7	5.8	7.9	0.8
知り合いの教育関係者から	0	10.3	16.3	0	3.1	0	0.1	0.8	3.1
相談員（直接）	0.3	1.6	2.8	1.2	3.6	3.2	4.1	9.6	1.3
その他（学部教官等から）	0	0	0.6	0	0	0.2	0.3	0	0.5

平成 15 年度の調査結果では、教員からの相談を相談経路別に分けた場合、自分自身の相談に関しては、相談員本人を知っているという経路での相談がもっとも多かった。「相談員本人を知っている」というのは、本相談室と同様、教育学部附属教育実践総合センターで行っている教育支援事業などで派遣された研修会や事例研究会等で相談員本人の話を聞き、その後、相談を訪れるというケースや、当時、スクールカウンセラーとして派遣されていた学校の先生方が派遣終了後にも相談を訪れるというケースなどであった。

今回は、全体的には学校からの紹介が最も多く、続いて学校外の知り合いの教育関係者からとなっていたが、それをさらに児童・生徒に関する事柄と自分自身に関する事柄に分けると次の通りとなった (Fig.5, Fig.6)

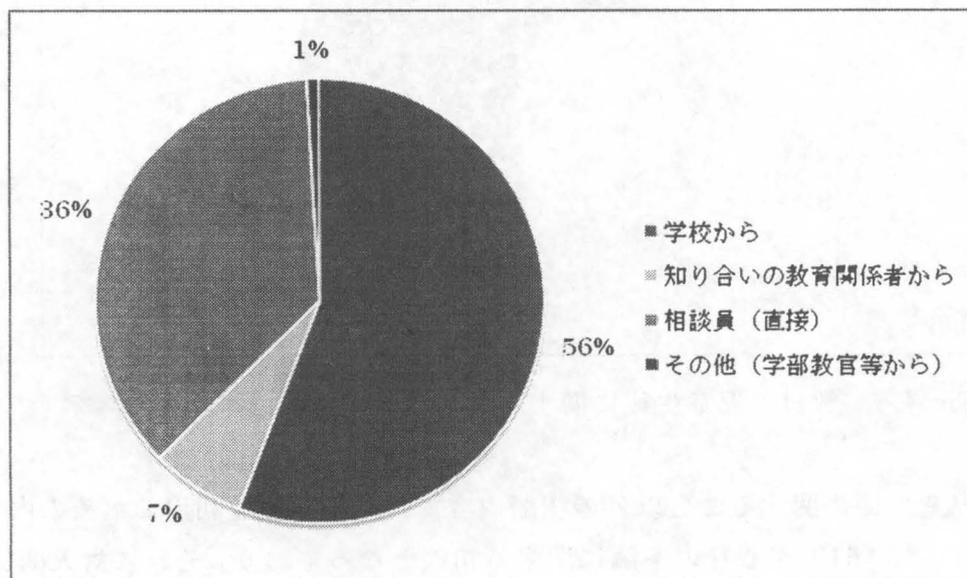


Fig.5 児童・生徒に関わることについての教員からの相談経路

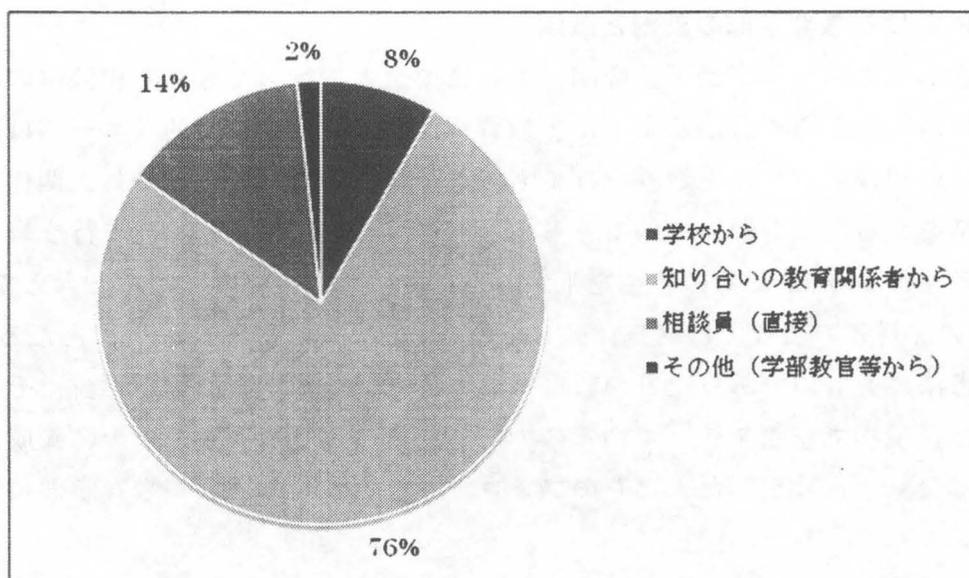


Fig.6 自分自身に関わることについての教員からの相談経路

児童・生徒に関わることについての教員からの相談は、あらかじめ学校で児童・生徒への対応についての検討をした上で本相談室に相談をするというケースが多かった。その中でも多く見られた方法は、不登校や行動面や情緒面で気になる児童・生徒等の担任教諭が、所属する学校のコーディネーターやカウンセラー等と相談をし、その後、学校外の相談機関での対応が必要と判断した場合に、担任教諭が児童・生徒や保護者を本相談室につなぐという形のものであった。そして、これは現在も続けていることであるが、そのようにして紹介をされた場合、保護者や本人の了解も得ながら、学校とも連携をし、継続して対応することも意識して行っている。その際に、有効に活用できるものが、附属実践総合教育センターで行われている教育支援事業である。このように児童・生徒に関する相談の場合は、教員としての立場での相談が多く、相談した内容を学校へ持ち帰り、話し合い、再度連絡をいただくというケースが多かった。

しかし、それとは逆に自分自身に関わることについての教員からの相談は、学校からのものは8%と低く、友人や親しい先輩など知り合いの教育関係者からの紹介が76%となっていた。やはり、自分自身の不安や心配事に関しては気軽に職場では話しづらいことの表れであろう。その理由として相談の中で述べられる事柄としては、「他の人も忙しい中、頑張っているのだから心配をかけたくない」「弱いと思われたくない」などというものと同時に、職場自体に不安や心配事を抱えており職場では話せないというものもあった。そのため、先にも述べたとおり「ここに来たことは学校には知られないですよ」と何度も確認するケースもあった。相談は、その人自身のためのものである。そうした意味でも、学校から完全に切り離されたところではないけれど、学校ではない、自分が卒業した場所である場合もあるという場所での相談は意味があると考えられる。

4. 教育相談における教育学部の役割と課題

相談室を開設して丸 10 年が過ぎ、今回、これまで全力で行ってきた本相談室の状況を振り返った。相談件数からも分かるように、教育相談室に対する社会的なニーズは高い。また、教員からの相談内容だけを取り上げても、教員自身の心身の不調や対人関係、その他さまざまな話をする場にもなっていると考えられる。しかし、教育学部で行う教育相談ということ考えた場合、まだその特色を生かしきれていないのではないかと考えている。

平成 20 年度の文科省の調査では病気休職した教員 8,578 人のうちの 63%にあたる 5,400 名が精神性疾患によるものであったとの報告がなされている。小学校や中学校、そして高校の教職員が今、現場で悲鳴をあげているのである。そのような現状のなか、養成をして送り出すだけでなく、送り出した人たちのフォローを充実させることが教育学部には求められている。

今回、後半は教員の相談経路に関して着目しデータを整理した。これは、相談室の開設の目的①「教員の就職後のフォローアップ体制の整備」のためには、どのような相談室であれば教員が相談しやすいかを検討することが目的であった。今回の調査から、教員が自身の心身の不調や対人関係等についての相談をしやすい場をつくるためには、まず多くの教員に相談室や相談員の存在を知ってもらうことが必要であることが分かった。相談室や相談員の存在を知った人が、「こういうふうに相談に乗ってくれる人がこういうところにいるよ」と相談室を必要とする人に紹介をしてくれ、サポートにつながるのである。

しかし、教育学部の強みは、本来は教育に関する様々な専門家に気軽に相談できることにある。この場で育成された教員が教育の現場で実践をし、迷いや不安が生じた際に拠り所となる場であることが求められると考える。拠り所があるということだけで支えられ、より深刻な状態を防ぐことができるケースもある。そのためには、拠り所となるための専門性の更なる研鑽とシステムの充実が必要と考える。しかし、現状では、限られた相談時間の中で相談担当者自身が目の前の相談をこなすことで精一杯となっているのである。

今後、どのような工夫をして、どのように機能を充実させていけばよいのか、私自身もさまざまなサポートを受けながら考えていきたい。

引用： 橋本健夫，内野成美 教育相談にみる学校現場の課題

日本教育大学協会研究集会発表論文・全体討議要旨 pp.145-148 2003